

いまさら聞けない 人事用語辞典

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

第32回 「正社員と非正規社員」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れていない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえておきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

定義は必ずしも明確ではない

今回は、**正社員と非正規社員**について取り上げます。

広く社会に浸透し、あたり前のように日常で使われている用語ですが、その定義は必ずしも明確ではありません。正社員も非正規社員も法律上の用語ではなく、複数の**雇用形態**のうち、一般的に認知された通称といえるものと考えています。イメージを具体化していくために、雇用形態について代表的なものの解説から始めます。

①**雇用期間**：労働者が雇用される期間の定めのない**無期雇用**（満60歳以降の定年設定は可）と、定めのある**有期雇用**（原則、最大3年・更新可）の区分あり。

②**労働時間**：企業が定めている**所定労働時間**（原則、最長1日8時間、週40時間）のすべての時間を働く**フルタイム**と、より短い時間で働く**パートタイム**の区分あり。

③**雇用元**：勤務先の企業と労働者間で雇用に関する契約を結ぶ**直接雇用**と、勤務先とは別の企業と労働者間で契約を結ぶ**間接雇用**の区分あり。

これら三つの形態のうち、正社員は①無期雇

用、②フルタイム、③直接雇用の組合せと一般的に認知され、厚生労働省の資料などをみても、おおよその組合せを基本とした記述になっています。一方で、非正規社員は正社員以外の労働者を括る用語であり、雇用形態上は①有期雇用、②パートタイムまたはフルタイム、③直接雇用または間接雇用が一般的に認知されている組合せとなります。さらに細かい形態の差異により、非正規社員はパート・アルバイト・契約社員・嘱託社員・派遣社員などと区分されます。

先ほどから「一般的な認知」と逐一記載しているのには理由があります。実は、これらの組合せから外れる正社員・非正規社員が存在するからです。例えば、**働き方改革**の一環として**多様な正社員**が推奨されるなかで、②がパートタイムにあたる**短時間正社員**制度を導入している企業があります。また、有期雇用契約が更新されて通算5年を超えた場合に、労働契約法に基づき労働者本人からの申し込みにより①の無期雇用へ転換した後も、その他の労働条件に変更がなく、会社内で正社員として位置づけられない場合は、無期雇用の非正規社員が発生します。これらはいくつかの例ですが、ほかにも多様な形態の正社員・非正規社員が存在し、一般的な認知を基本としつつ、最終的には各企業が正社員・非正規社員の定義を**就業規則**等で定めてい

るのが実情です。

統計から把握できる雇用状況・処遇

次に、正社員・非正規社員の実態について、雇用状況や処遇に関する統計から把握していきたいと思えます^{※1}。

雇用状況については、厚生労働省のホームページの「非正規雇用の現状と課題」^{※2}という資料に基づきみていきます。正社員と非正規社員数の年別推移は、1984（昭和59）年は全労働者3936万人のうち、非正規社員は604万人（構成比15・3％）となっています。全労働者が5000万人を超えた2009（平成21）年には全労働者5124万人のうち非正規社員は1727万人（33・7％）、直近の統計2021（令和3）年には全労働者5662万人のうち非正規社員は2075万人（36・7％）と推移し、非正規社員は増加傾向にあります。一方、それぞれの年の正社員数をみると1984年は3333万人、2009年は3395万人、2021年は3587万人と近年増加傾向にあります。

非正規社員を年齢階級別にみると、2021年の非正規社員のうち45歳以上が1253万人（60・4％）、65歳以上の推移は、2009年に

は65歳以上の非正規社員が158万人（9・1％）に対して、2021年には393万人（18・9％）と実数・構成比ともに倍以上となるなど、65歳以上の割合が高まっています。

また、非正規社員のうち正社員として働く機会がなく非正規社員として働いている者の割合は、2013年で342万人（19・2％）に対し、2021年には216万人（10・7％）と減少傾向にあります。

処遇については、厚生労働省が公表している「令和3年賃金構造基本統計調査 結果の概況」に掲載されている雇用形態・性別の賃金格差で傾向がつかめます。調査対象日における対象者平均の最高水準は、男性正社員は428万6000円に対し非正規社員は274万7000円、女性正社員305万6000円に対し非正規社員は200万2000円であり、男女ともに正社員に比べ非正規社員の賃金は65％程度にとどまります。

また、同じく厚生労働省の「令和元年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況」のうち、現在の会社における各種制度等の適用状況をみると、退職金制度は正社員77・7％に対し非正規社員13・4％、賞与支給制度は正社員86・8％に対し非正規社員35・6％、福利厚生施設等の利用は正社員55・8％に対し非正規社

員25・3％の適用と、正社員に適用されても非正規社員は適用外の制度も多くあります。

これらの内容から、正社員・非正規社員の雇用状況・処遇については、次のようにまとめることができます。

- ・全労働者が増加するなか、正社員・非正規社員ともに増加傾向が続いてきており、非正規社員は65歳以上の割合が高まっている。
- ・正社員として働く機会がなく、非正規社員として働いている者の割合は10％程度。
- ・正社員と非正規社員の処遇上の差は、賃金の額や制度面でも明らかに確認できる。

こうした状況のなか、同一労働同一賃金の導入による、同一企業・団体における正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の解消を目的とするパートタイム・有期雇用労働法が2021年4月1日から全面施行されています。そもそも定義からして複雑な正社員・非正規社員ですが、本稿が理解の一助となれば幸いです。

今回は「ハラスメント」について解説します。



※1 統計上、正規雇用・正職員などで表記されているものは本稿では正社員、非正規雇用・正社員以外の労働者などで表記されているものは非正規社員と表記している

※2 <http://www.mhlw.go.jp/content/001041163.pdf>